

補助金の一括交付金化にあたっての考え方について

平成 22 年 4 月 7 日
全 国 市 長 会
都市財政基盤確立小委員会

政府の地域主権戦略会議においては、地域主権改革の一環として、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの更なる見直し等とともに、補助金の一括交付金化の導入に向けて議論がなされているところである。

この補助金の一括交付金化にあたっては、これらの課題が相互に整合性を取りつつ、国と地方の役割分担に応じた適切な地方税財政制度の構築につながるものでなくてはならず、政府は、その基本的な考え方を早急に示すべきである。

我々は、政府の一括交付金化の骨格が明らかでなく、限られた情報に基づいたものであるが、現時点において、一括交付金化については以下のとおり考える。

なお、今後、政府における補助金の一括交付金化についての制度設計の具体的な進捗状況に合わせて、都市自治体としての意見を取りまとめて提案を行うこととする。

1. 一括交付金化は、補助金制度改革の第一歩として、国により用途が限定されている財源から地方の自由度が拡大することにつながることを前提に、その方向性は理解し、期待するものである。
2. 一括交付金化はあくまでも過渡的な措置であり、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分と地方交付税の財源調整機能・財源保障機能の充実・強化等につながるものでなければならない。
3. 一括交付金化にあたっては、国の財政再建が優先された三位一体の改革の轍を踏むことなく、事業の執行に必要な予算総額の確保を図るべきである。
4. 一括交付金における国の事前事後の関与や申請手続・実績報告事務等は極力省略・簡素化が図られるべきである。
5. 一括交付金化は、国と地方の協議の場等で十分協議し、地方との合意形成を最優先することとし、期限を決めて拙速に取りまとめるべきではない。